

## 第1章 大学基準協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価の概要

# 第1章 大学基準協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価の概要

## 1 大学基準協会の沿革

大学基準協会（以下「本協会」といいます。）は、戦後間もない1947（昭和22）年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、46の国・公・私立大学を発起校として設立されました。本協会は、設立趣旨を「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」とし、設立当初から現在に至るまで、会員の会費で運営されている自立的な大学団体です。

本協会は、この設立趣旨のもと、1947（昭和22）年に「大学基準」を設定しました。これは、法令上の最低要件を定めるものであるとともに、会員大学が自主的かつ相互にその質を高めていくための「向上基準」として誕生したものです。1951（昭和26）年には、このような設立趣旨を具現化するために、本協会への加盟を希望する大学が正会員としての適格性を有しているかどうかを判定する「適格判定」制度を開始し、以後、本協会はわが国の大学の質的向上に資するべく活動をしてきました。

その後、1996（平成8）年になると、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな「大学評価」制度、すなわち、正会員になるための加盟判定審査と、正会員に対し定期的を実施する相互評価を導入しました。これにより、本協会は、各大学がそれぞれの特色を活かして発展できるよう、各大学の理念・目的を尊重した評価を目指してきました。

## 2 大学基準協会と認証評価制度

2002（平成14）年の学校教育法改正に伴い、2004（平成16）年度以降全ての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を7年以内の周期で受けることが法的に義務づけられました（「認証評価制度」）。この制度が導入されるにあたって、本協会はわが国で最初の機関別認証評価機関として認証され、本協会が実施する大学評価が認証評価として機能することになりました。

また、同法の改正は、2004（平成16）年度以降、専門職大学院についてもその教育活動等の状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を5年以内の周期で受けるよう義務づけました。

これにより、本協会の設立趣旨やこれまでの活動実績から、本協会が専門職大学院認証評価を実施することへの期待が関係各方面から寄せられることとなりました。そうした期待や社会的要請に応えるべく、2007（平成19）年2月に法科大学院の認証評価機関として認証を受けて以降、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学

院の認証評価機関として認証を受けるに至っています（2015（平成27）年現在）。

### 3 公衆衛生系専門職大学院認証評価の目的

本協会が公衆衛生系専門職大学院の認証評価を実施する目的は、公衆衛生系専門職大学院の水準の向上をはかるとともに、認証評価を通じて公衆衛生系専門職大学院の質を社会に対して広く保証することにあります。これらの目的を遂行するために本協会は以下の活動を行います。

- ① 公衆衛生系専門職大学院の認証評価のための「公衆衛生系専門職大学院基準」の設定。
- ② 書面評価及び実地調査を通じた「公衆衛生系専門職大学院基準」への適合認定。
- ③ 「改善報告書」を通じた公衆衛生系専門職大学院への継続的な支援。
- ④ 公衆衛生系専門職大学院等の質的向上を目指した「J U A A公衆衛生大学院ワークショップ」の開催。

### 4 公衆衛生系専門職大学院認証評価の基本方針

公衆衛生系専門職大学院の認証評価も含め認証評価制度においては、制度上、その評価は大学の自己点検・評価結果の分析、実地調査の実施その他適切な方法によるものとされています（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令）。

本協会が従来実施してきた大学評価等の方法は、基本的にこれらの法令上の要請に適うものであり、本協会は公衆衛生系専門職大学院認証評価に関しても、これまでの実績と経験を活用した評価を行います。すなわち、公衆衛生系専門職大学院認証評価は、当該公衆衛生系専門職大学院の自己点検・評価報告書の分析と実地調査の結果に基づく評価を総合して行います。

専門職大学院に関しては、高度専門職業人養成に特化した大学院として、法令上その他の大学院とは異なる規定が設けられています。認証評価にあたって、これらの法令上の基準が遵守されているか否かについて評価しなければならないことは言うまでもありません。しかし、本協会の評価においては、法令上の基準を含めて本協会が独自に設定する「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合しているか否かについての総合判断によって、認定を行うことを本旨としています。

2016（平成28）年度からの第2期公衆衛生系専門職大学院認証評価では、各公衆衛生系専門職大学院の固有の目的を尊重し、その大学院の個性や特色の伸長を支援する評価を目指して、基準の改定を行いました。新基準においては、公衆衛生系専門職大学院の基本的な使命（mission）を明確に示すとともに、社会からの要請に応え得る公衆衛生人材の養成に主眼をおき、米国等における国際的な基準も参考にグローバルな視点からの教育の実施という評価の観点もあらたに盛り込んでいます。

## 5 評価対象及び評価の周期

公衆衛生系専門職大学院は、最初の修了者を出した年度の翌年度以降、認証評価を受けることができます。また、最初の認証評価を受けた後は、5年以内ごとに次の認証評価を受けるものとします。

本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価では、以下の要件を備えた専門職大学院を評価の対象とします。

- ① 公衆衛生のプロフェッショナルの育成を基本とし、国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織等において求められる公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけ、さらには広い見識と高い職業倫理観をもった人材の養成を基本的な使命（mission）としていること。
- ② 公衆衛生が多面的・広範な領域に及ぶことを踏まえ、各公衆衛生系専門職大学院は固有の目的に沿った人材の輩出を志向し、目的と整合する教育内容の提供・学位授与を行うことを通じて、公衆衛生のプロフェッショナルによる社会貢献を促進すること。
- ③ 授与する学位名称は、固有の目的や教育内容に相応のものとし、公衆衛生学修士（専門職）、社会健康医学修士（専門職）、医療経営・管理学修士（専門職）又はこれらに相当する名称の中から適切なものが選択されていること。

## 6 公衆衛生系専門職大学院基準

「公衆衛生系専門職大学院基準」は、公衆衛生系専門職大学院の認証評価を行うために設定したものです。

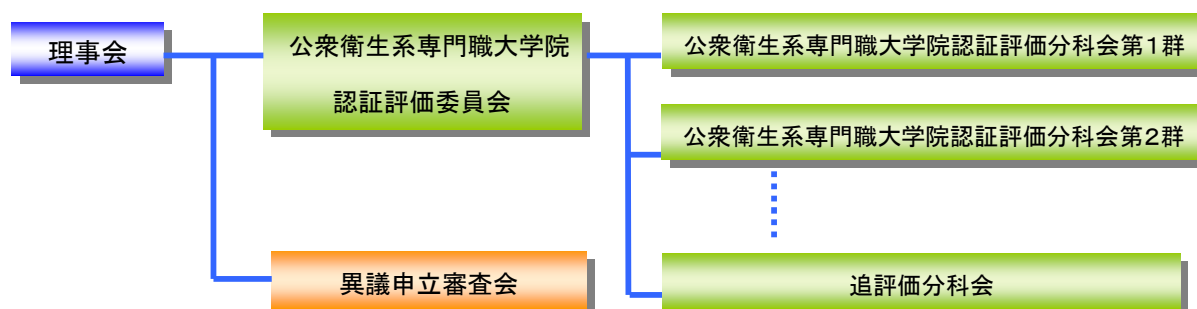
この「公衆衛生系専門職大学院基準」の策定にあたっては、本協会の大学評価における長年の経験を、できるかぎり公衆衛生系専門職大学院認証評価でも活かすことを基本姿勢としています。したがって、公衆衛生系専門職大学院に課せられた使命に基づきそれぞれが掲げる目的を尊重し、その目的の達成のためにどのような努力が払われ、成果をあげているのかという観点を重視して評価を行うことを基本としています。単に公衆衛生系専門職大学院が法令要件を遵守しているかどうかの評価を行うのではなく、改善と質の向上のための支援を行うことを目的とし、その評価が他の公衆衛生系専門職大学院と比較した優劣の判断に容易に結びつかないよう配慮したものとなっています。

公衆衛生系専門職大学院を設置している大学が認証評価を申請するにあたっては、この「公衆衛生系専門職大学院基準」（資料1）に基づいて自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書にまとめて本協会に提出しなければなりません。

## 7 評価組織・体制

評価の組織・体制は以下のとおりです。

公衆衛生系専門職大学院認証評価の組織図



### (1) 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会

本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価を実施する中心的組織で、委員長及び副委員長を含め、12名以内の委員で構成されます。その内訳は、公衆衛生系大学院を設置する大学から推薦された教員の中から理事会が選出した委員8名（このうち2名は実務家教員を充てる）、公衆衛生系分野の実務経験を有する者の中から理事会が選出した2名、同じく理事会指名による外部有識者2名です。また、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会には、委員会業務を補佐するため、必要に応じて幹事若干名を配置することがあります。

### (2) 公衆衛生系専門職大学院認証評価分科会

公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の下部組織として、認証評価を申請する専攻ごとに設置します。1分科会は、主査を含め、原則として4名で構成されます。

### (3) 追評価分科会

公衆衛生系専門職大学院認証評価において、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定された大学から提出された追評価改善報告書をもとに、書面評価及び実地調査を行い、その改善状況を評価します。

#### (4) 異議申立審査会

公衆衛生系専門職大学院認証評価または追評価の結果、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定された大学から申し立てられた異議を審査する組織です。審査手続の適正性を担保するために、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会とは独立した組織として位置付けています。

### 8 評価のプロセス

公衆衛生系専門職大学院の認証評価のプロセスの概要は以下のとおりです。

#### (1) 大学による自己点検・評価

公衆衛生系専門職大学院は、「公衆衛生系専門職大学院基準」に基づき設定された項目ごとに自己点検・評価を行い、その結果を「点検・評価報告書」に取りまとめます。また、報告書を裏付けるために「基礎データ」及び根拠資料を準備し、指定期日までに本協会に提出します。

#### (2) 書面評価、(3) 実地調査

文部科学省令「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第1条第1項第4号によって、認証評価機関は「評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること」、つまり、書面評価と実地調査を行うことが定められています。本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価も、書面評価と実地調査を通じて行われます。

書面評価は、大学から提出される「点検・評価報告書」「基礎データ」とそれを裏づける資料をもとに行われます。

実地調査は、書面評価を踏まえて行われます。公衆衛生系専門職大学院の施設・設備や教育・研究の状況を直接確認するほか、申請大学の運営に責任を持つ関係者と面談し、教育・研究に取り組む姿勢を確認することによって、評価結果の正確性・妥当性を確保するに十分な情報・資料等を収集することを目的としています。

書面評価、実地調査の作業は、申請大学院の特質に応じて編制された公衆衛生系専門職大学院認証評価分科会が行います。分科会における評価作業の結果は、「分科会報告書」として取りまとめられます。

#### (4) 「評価結果（委員会案）」の提示、(5) 意見申立

公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会は、分科会が書面評価と実地調査を通じて作成した「分科会報告書」をもとに「評価結果（委員会案）」を作成し、これを当該公衆衛生系専門職大学院に送付します。当該大学院は、「評価結果（委員会案）」に対して、事実誤認等がある場合に、意見申立をすることができます。意見申立があった場合、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会はその意見の採否を検討し、その結果を踏まえ「評価結果（最終案）」を作成します。

#### (6) 理事会による最終決定

理事会は、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の決定を尊重しつつ慎重に審議し、評価結果に関する最終決定（認定の可否、総評、概評、長所、特色、検討課題、勧告）を行います。

#### (7) 異議申立

評価の結果、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定された大学は、その判定の取消しを求めて異議申立を行うことができます。

申立があった場合、異議申立審査会が、判定の基礎となっている事実に関して、誤認があるかないかを審査します。そして、その審査結果を踏まえ、理事会は「評価結果」を決定します。

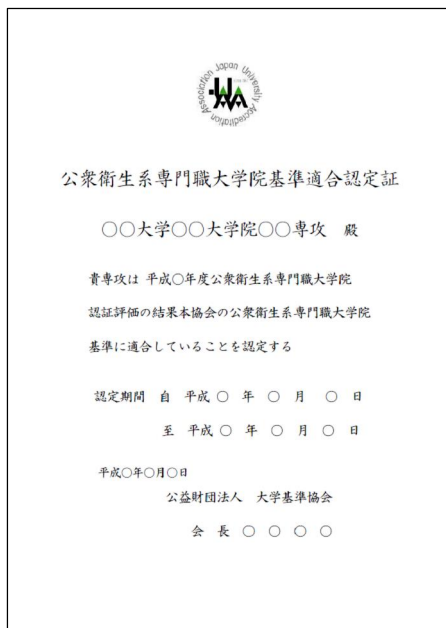
### 9 「評価結果」の公表

本協会は、「評価結果」を理事会において最終決定すると、申請大学に通知するほか、文部科学大臣に報告し、本協会ホームページ等を通じて公表します。

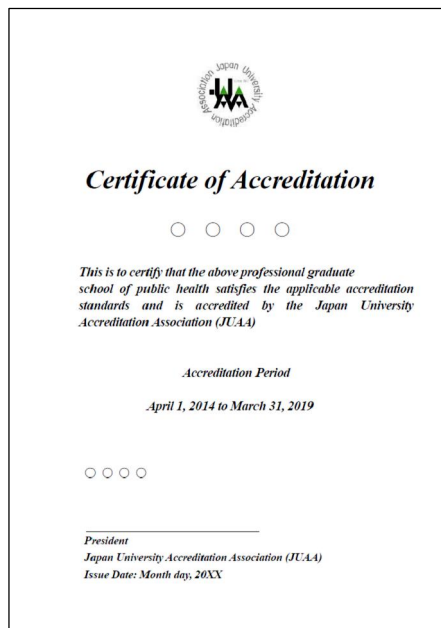
### 10 認定証・認定マーク

評価の結果、本協会の「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していると認定された公衆衛生系専門職大学院には、認定証及び認定マークが交付されます。各公衆衛生系専門職大学院は、この認定マークをホームページや刊行物等に掲載することで、常に自己点検・評価に取り組んでいること、本協会から一定の質が保証されていることを広く社会にアピールする手段として利用することができます。

<認定証（和文）>



<認定証（英文）>



<認定マーク>



## 11 課題解決計画、改善計画及び改善完了報告

本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価の特徴の1つとして、評価後の改善状況を検討するというアフターケアを通じて、公衆衛生系専門職大学院の改善・改革を継続的に支援することがあります。具体的には、公衆衛生系専門職大学院に対して、本協会が「評価結果」において提言として付した「勧告」及び「検討課題」についての「課題解決計画」及び「改善計画」を評価結果受領後、翌年度の9月までに作成し、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会において説明することを求めます。また、評価結果のうち勧告については、改善の義務が課される事項となるため、評価結果を受領した2年後の7月までに「改善報告書」にて改善完了報告を行う必要があります（※詳細は、「第2章5（1）課題解決計画、改善計画及び改善完了報告」をご参照ください）。

改善完了報告として提出された「改善報告書」については、改善の状況について公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会で審議・検討を行い、その結果につき理事会の承認を経て申請大学に通知します。

なお、公衆衛生系専門職大学院の認証評価は、5年以内ごとに受けるものであることから、当該大学院の改善が不十分な場合であっても、次回の認証評価申請までに改善を期待して再度報告を求めることはありません。



## 12 追評価

評価の結果、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項について、追評価を受けることができます。追評価の申請は、「評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限られています。

本協会は、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定した問題事項の改善状況を踏まえ、改めて「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合しているか否かを判定します。

追評価では、書面評価及び実地調査が行われます。ただし、追評価分科会が、書面評価をもって改善が認められると判断した場合は、実地調査を実施しないことがあります。

「追評価結果」は、追評価年度の3月に大学に通知されます。追評価の結果、「公衆衛生系専門職大学院基準」に適合していないと判定された大学は、「評価結果」に対する異議申立と同様の手続で、判定に対する異議申立を行うことができます。

## 13 評価手数料

公衆衛生系専門職大学院認証評価又は追評価を申請する大学は、指定の期日までに評価手数料を納入することが必要となります（※本協会ホームページに掲載しております「公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程」をご参照ください。）。

## 14 教育課程又は教員組織の重要な変更

本協会の認証評価を受けた公衆衛生系専門職大学院を設置している大学は、次の認証評価を受ける前に、当該公衆衛生系専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更にかかる事項について本協会会長宛に届け出ることを義務づけています。

この届出があった場合、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会は、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、当該大学院の評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずることとなります。

届出の対象となる範囲等の詳細につきましては、「教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について」（資料2）をご確認下さい。